

第 7 章 賠償及び補償

(賠償及び営業補償)	
第 2 9 条	
借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、またし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。	
2	前項の当社に損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとなります。

(保険及び補償)	
第 2 9 条	
借受人又は運転者が前条第 1 項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。	
(1) 対人補償	無制限 (自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。)
1 名につき	
(2) 対物補償	
1 事故につき	1,000 万円 (免責金額 5 万円)
(3) 車両補償	
1 事故につき	時価額 (免責金額 5 万円、ただし、マフラー・4 t 車以上は 10 万円)
(4) 搭乗者補償	
1 名につき	1,500 万円
搭乗者補償については、実質的にこれを上回る補償が行なわれる人身傷害補償保険が適用される場合には、当該人身傷害補償によることがあります。	

- 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 保険金又は補償金が支払われない損害及び第 1 項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和 3 7 年法律第 1 5 0 号)第 2 条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」といいます。))による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。
- 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額又は損害賠償責任共済の共済掛金相当額は、貸渡料金に含まず。

第 8 章 貸渡契約の解除

(貸渡契約の解除)	
第 3 0 条	
当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、ます。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとし、ます。	

(同意解約)	
第 3 1 条	
借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができますものとし、ます。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとし、ます。	
2	借受人は、前項の解約をするときは、別に定める解約手数料を当社に支払うものとし、ます。

第 9 章 個人情報

(個人情報の利用目的)	
第 3 2 条	
当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。	
(1)	道路運送法第 8 0 条第 1 項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
(2)	借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービスの提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
(3)	貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
(4)	当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
(5)	個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2	第 1 項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

(個人情報の登録及び利用の同意)	
第 3 3 条	
借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報、全レ協システムに 7 年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者による貸渡契約締結の際の審査のために利用されることと同意するものとし、ます。	
(1)	当社が道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
(2)	当社に対して第 1 8 条第 5 項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
(3)	第 2 3 条第 1 項に規定する不返還があったと認められる場合

第 1 0 章 雑 則

(相 税)	
第 3 4 条	
当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつても相殺することができるものとし、ます。	

(消費税)	
第 3 5 条	
借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税 (地方消費税を含む) を当社に対して支払うものとし、ます。	

(遅延損害金)	
第 3 6 条	
借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとし、ます。	

(細 則)	
第 3 7 条	
当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとし、ます。	
2	当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとし、ます。これを変更した場合も同様とします。

(合営管轄裁判所)	
第 3 8 条	
この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、新顔のいかにかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。	

附則	本約款は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行します。
附則	本約款 (一部改正) は、平成 1 9 年 1 2 月 1 日から施行します。
附則	本約款 (一部改正) は、平成 2 4 年 6 月 1 日から施行します。

レンタカー貸渡約款

- (7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- (8) 別に明示する条件を満たしていないとき。
- 前 2 項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとし、ます。

(貸渡契約の成立等)	
第 1 0 条	
貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとし、ます。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとし、ます。	
2	前項の引渡しは、第 2 条第 1 項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとし、ます。

(貸渡料金)	
第 1 1 条	
貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。	
(1) 基本料金	
(2) 特別装備料	
(3) ワンウェイ料金	
(4) 燃料代又は充電代	
(5) 配車引取料	
(6) その他の料金	
2	基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長 (兵庫県においては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県においては沖縄総合事務局陸運事務局長。以下、第 1 4 条第 1 項においても同じとします。) に届け出て実施している料金によるものとし、ます。
3	第 2 条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い方の貸渡料金によるものとし、ます。
4	貸渡料金については、細則で定めるものとし、ます。

(借受条件の変更)	
第 1 2 条	
借受人は、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとし、ます。	
2	当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(点検整備及び確認)	
第 1 3 条	
当社は、道路運送車両法第 4 8 条〔定期点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとし、ます。	
2	当社は、道路運送車両法第 4 7 条の 2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施するものとし、ます。
3	借受人又は運転者は、前 2 項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車外稼働及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとし、ます。
4	当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとし、ます。

(貸渡証の交付、携帯等)	
第 1 4 条	
当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとし、ます。	
2	借受人又は運転者は、レンタカーの使用中心、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとし、ます。
3	借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとし、ます。
4	借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとし、ます。

第 4 章 使用

(管理責任)	
第 1 5 条	
借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間 (以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとし、ます。	

(日常点検整備)	
第 1 6 条	
借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 4 7 条の 2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとし、ます。	

(禁止行為)	
第 1 7 条	

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けことなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第 8 条第 3 項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
- その他第 8 条第 1 項の借受条件に違反する行為をすること。

(違法駐車の場合の措置等)	
第 1 8 条	

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出現して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとし、ます。
- 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出現して違反を処理するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとし、ます。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとし、ます。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反した事実及び警察署等に出現し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書 (以下「自認書」といいます。)) に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとし、ます。
- 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 5 1 条の 4 第 6 項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとし、ます。
- 当社が道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額 (以下「駐車違反関係費用」といいます。)) を請求するものとし、ます。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとし、ます。
 - 放置違反金相当額
 - 当社が別に定める駐車違反違約金
 - 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

第 1 章 総 則

(約款の適用)	
第 1 条	
当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車 (以下「レンタカー」といいます。)) を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとし、ます。なお、この約款に定めのない事項については、第 3 条の細則、法令又は一般の慣習によるものとし、ます。	
2	当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に添うることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとし、ます。

第 2 章 予 約

(予約の申込み)	
第 2 条	
借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件 (以下「借受条件」といいます。)) を明示して予約の申込みを行うことができます。	
2	当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとし、ます。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとし、ます。

(予約の変更)	
第 3 条	
借受人は、前条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとし、ます。	

(予約の取消し等)	
第 4 条	
借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。	
2	借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を 1 時間以上経過してもレンタカー貸渡契約 (以下「貸渡契約」といいます。)) の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとし、ます。
3	前 2 項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、ます。当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとし、ます。
4	当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとし、ます。
5	事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとし、ます。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとし、ます。

(代替レンタカー)	
第 5 条	
当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー (以下「代替レンタカー」といいます。)) の貸渡しを申し入れることができるものとし、ます。	
2	借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとし、ます。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとし、ます。
3	借受人は、第 1 項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとし、ます。
4	前項の場合において、第 1 項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第 4 条第 4 項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとし、ます。
5	第 3 項の場合において、第 1 項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときには第 4 条第 5 項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとし、ます。

(免 責)	
第 6 条	
当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第 4 条及び第 5 条に定める措置を除き、相互に何らの請求をしないものとします。	

(予約業務の代行)	
第 7 条	
借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等 (以下「代行業者」といいます。)) において予約の申込みをすることがあります。	
2	代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとし、ます。

第 3 章 貸渡し

(貸渡契約の締結)	
第 8 条	
借受人は第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとし、ます。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合は借受人若しくは運転者が第 9 条第 1 項若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除きます。	
2	貸渡契約を締結した場合、借受人は当社の第 1 1 条第 1 項に定める貸渡料金を支払うものとし、ます。
3	当社は、監督官庁の基本通達 (注 1) に基づき、貸渡簿 (貸渡原簿) 及び第 1 4 条第 1 項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証 (注 2) の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者 (以下「運転者」といいます。)) の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人又は運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、ます。
(注 1)	監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自原第 1 3 8 号 平成 7 年 6 月 13 日)の 2. (10) 及び (11) のこととをいいます。
(注 2)	運転免許証とは、道路交通法第 9 2 条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第 1 9 条別記様式第 1 4 の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第 1 0 7 条の 2 に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、ます。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

(貸渡契約の締結の拒絶)	
第 9 条	
借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結できないものとし、ます。	
(1)	貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
(2)	酒気を帯びていると認められたとき。
(3)	麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
(4)	チャイルドシートがないにもかかわらず 6 才未満の幼児を同乗させるとき。
(5)	暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者である と認められるとき。
2	借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとし、ます。 <ol style="list-style-type: none">予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。 過去の貸渡しにおいて、第 1 7 条各号に掲げる行為があったとき。 過去の貸渡し (他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。)) において、第 1 8 条第 6 項又は第 2 3 条第 1 項に掲げる事実があったとき。 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辭を用いたとき。